

中央区告示第百九十七号

次に記載の国民健康保険料納付義務者に対して送達すべき書類は、送達を受けるべき者の住所地において送達ができなかったため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十八条の規定において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の二の規定により告示します。

なお、当該書類は本区福祉保健部保険年金課において保管し、当該書類の送達を受けるべき者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和八年八月三日

中央区長 山 本 泰



一 対象者

- | | | |
|-----|----|-----------------------|
| (1) | 氏名 | 許 能達 |
| | 住所 | 東京都中央区築地七丁目八番三一―一三〇三号 |
| (2) | 氏名 | 鈴木 沙貴子 |
| | 住所 | 東京都中央区晴海二丁目五番十六―一〇八号 |
| (3) | 氏名 | P E T K O V I C I V A |
| | 住所 | 東京都中央区勝どき六丁目五番六―四一六号 |

(4)

氏名 C Z E K A J P A T R Y K L U K A S Z

住所 東京都中央区月島四丁目四番九号 ブルックス月島二〇一号室

二 送達すべき書類 国民健康保険法第七十九条の二に規定する市町村が徴収する保

険料に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項
の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の規定によ
りその例によることとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第五十
四条の規定により交付する書類